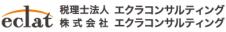
No.0047

2014/10/2



Tel. 03-5447-6277 Fax. 03-5447-6278 URL. http://www.eclat-c.com/

相続税教室(1) もうすぐ相続税増税

いよいよ平成 27 年 1 月 1 日より相続税が増税されます。今回の増税のポイントは、何といっても基礎控除が引き下げられることです。

現行の基礎控除

H27年からの基礎控除

5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数

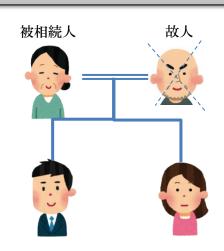


3,000 万円+600 万円×法定相続人数

これがどれだけの影響があるか、実例で見てみましょう。 父が亡くなり、70代の母と長男、長女の子供2人の家族の例です。 母は都内の自宅を父から相続して住んでいますが、子供達2人は、独立して別居しているとします。

母名義の 相続財産

現預金5,000 万円自宅(土地・建物)3,000 万円合計8,000 万円



相続財産	8,000 万円
基礎控除	△ 7,000 万円
課税遺産	1,000 万円
一人当たり課税遺産	500 万円
一人当たり税額	50 万円
合計税額	100 万円



相続財産	8,000 万円
基礎控除	△ 4,200 万円
課税遺産	3,800 万円
一人当たり課税遺産	1,900 万円
一人当たり税額	235 万円
合計税額	470 万円

当然、相続税額は大幅に増えます。

相続税率の改正

法定相続人の課税標準	現行	控除額	改正後	控除額	
1,000 万円以下の金額	10%	-	10%	-	
3,000 万円以下の金額	15%	50 万円	15%	50 万円	
5,000 万円以下の金額	20%	200 万円	20%	200 万円	
1 億円以下の金額	30%	700 万円	30%	700 万円	
2億円以下の金額	40%	400/	1 500 ∓7⊞	40%	1,700 万円
3 億円以下の金額		1,700 万円	45%	2,700 万円	
3 億円超の金額	50%	50% 4,700 万円	50%	4,200 万円	
6 億円以下の金額					
6 億円超の金額			55%	7,200 万円	

今回は、税率も一部上がります。法定相続人一人当たりの課税標準が3億円以上での方が増税の対象で、6億円以上は最高税率が55%にもなります。

他に以下の改正も予定されています。

※贈与税の軽減

※小規模宅地の特例の改正

次回以降、順次見ていきましょう。